

# 事業主の皆さまへ(6月号)

## 仙台労働基準監督署からのお知らせです。

震災復旧・復興に日々ご尽力いただいていることと思います。皆様に参加としていただきたい情報や監督署からのお願いをお伝えいたします。

### 1 労働保険料の申告・納付を7月10日(火)までにお願ひします。

労災保険では、震災の被災者やご遺族の皆様迅速な給付に努めてきました。皆様から納付していただいた保険料で、治療費などの給付を行っています。保険料の申告書は既に個別に郵送しておりますが、住所変更手続きの行き違いなどで届いていない場合には、誠にお手数ですがご連絡をお願いいたします。商工会など労働保険事務組合に加入していただいている方は、事務組合から申告の連絡があります。

なお、震災などで事業を廃止した場合には、廃止の手続きが必要となりますので、ご連絡をお願いいたします。

電話022-299-9074(労災課)

### 2 就業規則や時間外労働・休日労働の協定届は提出されましたか？

#### ① 就業規則

常時従業員10人以上の事業場では、就業規則の作成と届出が必要です。また、震災などで労働条件を変更した場合には、変更箇所の変更届が必要となります。控えが必要な場合には、就業規則を2部と返信用の切手を貼った封筒を同封してください。

なお、事業場の就業規則が津波等で毀損している場合には、相談してください。

#### ② 時間外労働・休日労働の協定届

法定労働時間を超えて労働する場合や法定休日に労働する場合には、時間外労働・休日労働の協定届の提出が必要です。未提出の場合には、同封いたしました様式にて提出をお願いします。控えが必要な場合には、協定届を2部と返信用の切手を貼った封筒を同封してください。

(同封の「時間外労働の限度基準に関する基準」参照)

電話022-299-9072(方面)

### 3 震災や石綿による労災請求は、お済みでしょうか？

#### ① 地震や津波による被害

地震や津波により、工作中や通勤途中に被災された方やご遺族は、労災保険の請求を行うことができます。亡くなられた方と同居していた遺族がおられない場合でも、ご兄弟等のご遺族による請求が可能ですのでご相談してください。

(同封の「東日本大震災で業務中又は通勤中に被災した方の労災請求はお済みですか？」参照)

#### ② 石綿にさらされたことによる健康被害

仕事で石綿にさらされたことにより、中皮腫、肺がん、石綿肺、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚を発症された方やご遺族の方の労災請求はお済みでしょうか。また、遺族請求が時効により請求できない場合でも、石綿救済法に基づき請求することができますので、早急にご相談ください。

(同封の「石綿(アスベスト)健康被害者のご遺族の皆様へ」参照)

電話022-299-9074(労災課)

#### 4 健康で安全な職場から復興を

震災の復旧・復興が進むとともに、労働災害が急増しております。復旧・復興作業に従事される方の災害防止に、震災被災者の皆様を含め、地域全体のご理解とご協力をお願いいたします。

平成24年1月から4月までに発生した管内の労働災害は、590件と昨年同期と比較して、約1.5倍となっております。特に、震災復旧が進む製造業では1.7倍、復旧・復興工事を担当する建設業では1.6倍と大変憂慮される状況となっております。

震災からの一日も早い復旧・復興のために多くの方々が業務に従事されておりますが、この復旧・復興により新たな被災者を発生させてはなりません。事業主の皆さまには、働く方々の健康と安全の確保の積極的な取組をお願いします。

なお、現在県内の監督署では、建設業に対する重点的な監督指導を実施しておりますので、安全衛生活動の悩み事は遠慮なく相談していただくようお願いします。

地域の皆様も、復旧・復興工事の発注状況や工事の状況にご関心をいただき、安全な工事の取組に、ご理解をお願いいたします。

#### 管内で発生した建設業の死亡災害の主な発生原因

##### ① 現場単位での安全衛生管理体制が確立していない。

膨大な数の復旧工事等が着工する中で、現場の安全衛生管理を担当する従業員が複数の現場を兼務しており、巡視等が十分に行われていない、朝礼やKY活動が行われていないなど、現場単位での安全衛生管理体制が不十分な状況であった。

##### ② 墜落・転落の防止対策が徹底されていない。

現場で必要な資材が不足するなどにより、高所で安全に作業するための足場の設置が遅れ、現場の工期を優先したことから、作業に従事する方の墜落や転落による危険を防止するための措置を行わず作業を開始している状況にあった。

##### ③ 建設機械等による災害防止対策が徹底されていない。

現場で働く方々が不足していることに伴い、無資格で建設機械を運転する、建設機械の誘導員を配置せずに作業を行っているなどの状況にあった。

ご活用ください

建設業労働災害防止協会宮城支部では、厚生労働省の委託事業により、復旧・復興工事に携わる建設事業主の皆様の安全衛生活動を支援するため、無料で①現場の安全衛生巡回指導、②安全衛生相談、③新規採用者の安全衛生教育、④ポスターなどの広報・啓発活動を行っています。建設事業主の皆様の積極的な活用をお願いします。  
(同封の「東日本大震災に係る復旧工事安全衛生確保支援事業のご案内」参照)

電話022-299-9073(安全衛生課)

## 5 過重労働の防止

地震や津波による災害復旧や円高などの影響で、製造業、建設業、運輸業、サービス業など多くの業種において、法定労働時間を超えて月45時間以上の残業を行っている事業場が存在します。また、監督署には、月80時間から100時間を超える残業を行っているため健康が心配である、残業手当が支払われないなどの相談が多く寄せられています。

恒常的な長時間労働は、過労死やうつ病などの精神疾患の発症の原因となり、従業員の皆様の命を奪うのみならず、過労による交通事故を発生させるなど第三者を巻き込む大きな事故の原因にもなっております。そのため、①労働時間を適正に把握すること、②時間外労働・休日労働を削減するため、業務の効率化を図り、人員配置の見直し、業務の再配分などを行うこと、③定期健康診断で異常の所見があった方に対して、産業医等から意見を聞いて残業の制限、業務の見直しなどの措置を行う、④月80時間以上の残業を行う方は、産業医等から面接指導を受け、指導に基づいた残業制限などの措置を行う必要があります。

事業主の皆様を含め労働時間の管理から健康の管理までを徹底することで、健康で安全な職場から早期の復興を目指しましょう。

ご活用ください

仙台及び塩釜医師会では、厚生労働省の委託事業により、地域産業保健センターを設置し、常時労働者50人未満の事業場を対象として、無料で、①健康診断結果に基づく医師の意見聴取、②脳心臓疾患のリスクが高い方に対する保健指導、③メンタルヘルス不調の方に対する相談指導、④長時間労働の方に対する面接指導を行っております。積極的な活用をお願いします。(同封の「地域産業保健センターをご活用ください」参照)

電話022-299-9073(安全衛生課)

## 二次健康診断等給付のお知らせ

定期健康診断の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の健診項目に異常の所見がある場合には、労災保険の給付により、無料で、脳血管、心臓の状態を把握するための検査や検査結果に基づく保健指導を受けることができます。脳・心臓疾患の発症を予防するために、積極的な活用をお願いします。

(同封の「二次健康診断等給付の請求手続」参照)

請求先: 宮城労働局労働基準部労災補償課 電話022-299-8843

## 6 職場のパワーハラスメントの防止

宮城労働局や監督署の総合労働相談コーナーには、パワーハラスメントやいじめによる相談が多数寄せられています。さらに、長時間の労働も伴ってパワーハラスメントにより、うつ病などの精神疾患を発症したとの労災請求も行われております。

この程、厚生労働省において、職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた提言が取りまとめられ、公表されました。同封いたしましたリーフレット(「これってパワハラ?」)をご覧ください、職場のパワーハラスメントの行為とその防止についてご理解をいただくとともに、パワーハラスメントの対策の取組をお願いします。

また、パワーハラスメントやいじめによる個別の紛争事案は、総合労働相談コーナーで相談を受けております。指導や助言からあつせんまで行っておりますので、遠慮なくご相談ください。

電話022-299-9075(総合労働相談コーナー)